

## 鹿児島県工業試験場跡地の利活用に関する サウンディング調査 実施要領

### 1. 調査の趣旨

鹿児島県（以下「県」という。）では、鹿児島中央駅西口地区の県工業試験場跡地（以下「同跡地」という。）については、利活用の方向性を検討するため、周辺の土地所有者 4 者（JR 九州、日本郵政グループ、鹿児島市、県）からなる連絡会のメンバーや経済団体、交通事業者、地域住民、都市計画等の専門的な知見を有する方々などを構成員とする「県工業試験場跡地利活用検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

県としては、4 者連絡会で合意した「鹿児島中央駅西口地区開発に向けての基本的な考え方」（資料 2）を尊重しつつ、検討委員会における議論や県議会での論議を踏まえ、県民の皆様の御意見も伺いながら、丁寧に検討を進めていくこととしています。

本調査は、民間事業者の方々から幅広い御提案や御意見をいただき、検討委員会における利活用の方向性の検討の参考とするものです。

### 2. 同跡地の概要等

#### （1）同跡地周辺の概況

同跡地周辺の概況については、別添「資料 3 対象地概況資料」を参照ください。

#### （2）検討委員会での検討状況

本調査は、検討委員会の議論を参照した上で回答してください。

検討委員会における議論の内容は、本県ホームページにて御確認いただくようお願いします。

- ・ 第 1 回検討委員会（令和 6 年 6 月 26 日開催）
- ・ 第 2 回検討委員会（令和 6 年 10 月 11 日開催）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac01/sougouseisaku/koushiato-kentoukai1-kaisai.html>

### 3. 調査の実施

#### （1）参加者要件

同跡地における事業実施に関心がある者又はそのグループ。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年条例第 22 号。以下、「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体

## (2) 本調査のスケジュール

実施内容	実施期間
実施要領の公表	令和6年10月21日(月)
質問票の受付・回答	令和6年11月1日(金)まで 【回答公表：令和6年11月8日(金)】
アンケート調査票の提出	令和6年10月21日(月)から11月20日(水)まで
対話方式のヒアリング ※対象事業者のみ	令和6年12月9日(月)以降を予定 ※実施日等は、個別に御連絡します。

## (3) 質問票の受付

本実施要領に記載された内容に関する質問は、別紙「資料5 質問票」に必要事項を記入し、電子メールで「6. あて先・問合せ先」へ御提出ください。

提出期限は、令和6年11月1日(金)です。

## (4) アンケート調査票の提出

「資料4 アンケート調査票」に必要事項を記入し、電子メールで「6. あて先・問合せ先」へ御提出ください。回答に当たっては、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

提出期限は、令和6年11月20日(水)です。

## (5) 対話方式のヒアリング

アンケート調査の結果を踏まえ、対話方式のヒアリングの御協力をお願いする場合があります。実施日等は、個別に御連絡します。

## (6) その他

同調査は、県総合政策課及び「県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託」の委託先である株式会社URリンクージ九州支社が実施します。

## 4. 留意事項

### (1) 事業者の取扱い

本調査は、今後の利活用の方向性の検討の参考とするためのものであり、本調査への参加実績等は、同跡地の利活用が行われる際の優位性を保証するものではありません。

### (2) 法令の遵守

アンケート調査票への回答は、原則として、都市計画法や建築基準法等の法令上の制限を踏まえたものとしてください。

### (3) 調査結果

- ・ 調査結果については、概要などを取りまとめ公表する予定です。
- ・ 公表に当たっては、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号）により特に秘匿を要する情報は除くほか、知的財産に関わる事項等は抽象化するなど公表可能な内容とします。
- ・ 調査結果については、検討委員会の資料や同跡地の利活用が行われる際の資料に反映する場合があります。
- ・ 参加者名は非公表とします。

### (4) 費用負担・謝金等

- ・ 本調査への参加に要する費用は事業者負担とします。
- ・ 本調査への御協力に対する謝金等はありません。

## 5. 付属資料

- 資料 1 県工業試験場跡地利活用に関するサウンディング調査 実施要領（本資料）
- 資料 2 鹿児島中央駅西口地区開発に向けての基本的な考え方
- 資料 3 対象地概況資料
- 資料 4 アンケート調査票
- 資料 5 質問票

## 6. あて先・問合せ先

鹿児島県総合政策部総合政策課 政策企画班

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-2353 E-mail：sgkendo@pref.kagoshima.lg.jp